

## 第4章

# 施策展開の基本方向

この章では、第3章で明らかにした「鹿児島を目指す姿」を実現するため、「施策展開の基本方向」を次の15の柱に整理して示します。

- 1 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現
- 2 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現
- 3 健康で長生きできる社会の実現と良質な医療・介護の確保
- 4 地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興
- 5 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生
- 6 安心・安全な県民生活の実現
- 7 快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造
- 8 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進
- 9 多様で魅力ある奄美・離島の振興
- 10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上
- 11 観光の「稼ぐ力」の向上
- 12 企業の「稼ぐ力」の向上
- 13 多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出
- 14 デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上
- 15 持続可能な行財政運営

第4章

1

# 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現

## 施策体系

中項目	小項目
1 高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成	① 高齢者の健康づくりと社会参加の促進
	② 高齢者の権利擁護の推進
2 女性がいいきと活躍できる社会の形成	① 男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進
	② 男女ともに能力を発揮して希望する働き方ができる環境づくり
	③ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
3 障害者等の個性と能力を生かせる社会の形成	① 障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり
	② 難病対策の推進
4 多文化共生の実現	① 日本人と外国人が共生する地域づくり
5 誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成	① 住民が主体的に地域課題を解決する体制の構築
	② 生活困窮者等の自立を包括的に支援する体制の構築
	③ 一人ひとりの多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会づくり

### 関連のあるSDGsのゴール



## 1 高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成

### 》》》》 10年後の将来像

- 豊富な経験と知識を持つ高齢者が地域づくりの担い手として活躍するとともに、能力を生かしていきいきと働いています。また、多様な主体が連携・協力した、高齢者支援や地域活性化の活動が活発に行われています。

### 1 現状・課題

- 本県は、人口の3人に1人が高齢者となり、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、後期高齢者の増加などにより要支援・要介護者の増加が見込まれます。また、本県は、一般世帯数に占める高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数の割合が全国上位にあります。
- このため、身近な地域における介護予防活動の充実・強化、高齢者の社会参加を促進するための取組や地域全体で高齢者支援等を行う仕組みづくりが必要となっています。
- 働く意欲のある高齢者が、年齢に関わりなく働くことができるよう、多様な就労機会の提供も求められています。
- 高齢者の権利擁護に向けて、虐待の早期発見・早期対応や介護を行う家族等への支援など、虐待防止の取組の強化とともに、認知症等により判断能力が十分でない高齢者の日常生活を支えられるよう、成年後見制度の利用促進や市民後見人の育成が必要となっています。

### 2 施策の基本方向

#### ① 高齢者の健康づくりと社会参加の促進

- 壮年期からの健康づくりについての推進体制の整備と普及啓発を図るとともに、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）<sup>※</sup>の発症・重症化予防に取り組めます。
- 高齢者の身近な通いの場における住民主体の介護予防活動を充実するとともに、生きがい・役割づくりに資する互助活動などにつながる取組を支援します。
- 高齢者が、豊富な知識・経験・技能を生かして、地域づくりの担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどにチャレンジできる取組を促進します。
- 地域における高齢者の見守りや生活支援が充実するよう、高齢者を地域全体で支える活動を促進します。

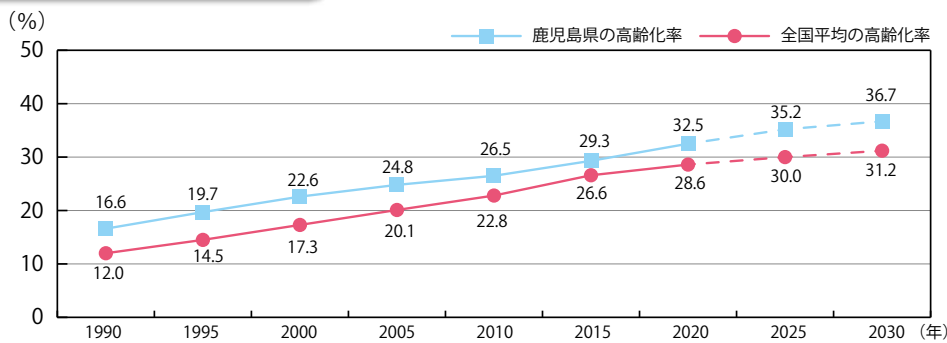
※ 1…ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。

- 働く意欲のある高齢者が、能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指し、高齢者や企業等の意識啓発に取り組むとともに、多様な就労機会の提供を促進します。

## ② 高齢者の権利擁護の推進

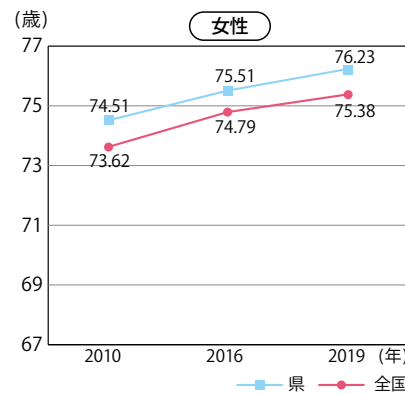
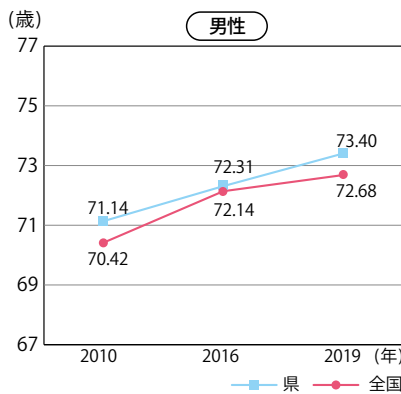
- 県民への普及啓発や各種研修等を推進するとともに、地域包括支援センターの相談支援機能の充実や地域見守りネットワークの構築等を促進することにより、高齢者虐待の未然防止を図ります。また、判断能力が十分でない人が、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、成年後見制度の利用促進や市民後見人の育成を支援します。

### 高齢化率の推移【県・全国】



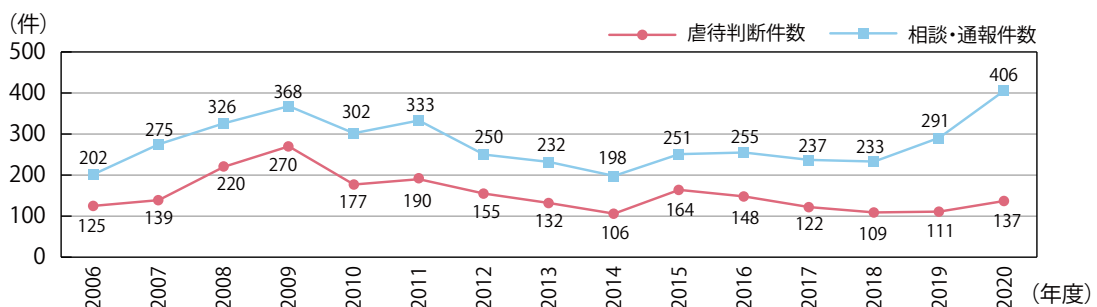
資料：総務省「国勢調査」  
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」「日本の地域別将来推計人口」

### 健康寿命の推移【県・全国】



資料：第16回健康日本21（第二次）推進委員会資料  
(参考：厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」  
「健康日本21（第二次）の総合評価と次期健康づくり運動に向けた研究」において算出)

### 高齢者虐待（家庭内虐待）の状況【県】



資料：厚生労働省「高齢者虐待対応状況等調査結果」

## 2 女性がいきいきと活躍できる社会の形成

### 》》》》 10年後の将来像

- 性別にかかわらず、職場、家庭、地域社会において、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、女性がいきいきと活躍しています。

### 1 現状・課題

- 県民の固定的な性別役割分担意識<sup>※</sup>は変化しているものの、社会通念、慣習・しきたりや地域社会などにおいて、依然として男女の地位の不平等感が存在しています。
- 出産・育児を理由に離職する女性が多いことや男性を中心とした雇用慣行等を背景に、管理的職業従事者に占める女性の割合が低いなど、女性が十分に力を発揮できていない状況があり、家庭では、男性の家事関連時間が短く、家庭責任の多くを女性が担っています。
- 非正規雇用労働者やひとり親家庭等、生活上の困難を抱える人の増加が見られる中、女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の処遇に男女格差があることなどから、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。
- 配偶者等からの暴力や性犯罪などの被害者の多くは女性です。女性に対する暴力についての社会の認識は高まりつつあるものの、依然として、状況は深刻であり、その根絶と被害者の支援が更に求められています。

### 2 施策の基本方向

#### ① 男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進

- 誰もが、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方を自らの意思で選択し、様々な分野に参画できるよう、ジェンダー平等・男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発、学校、家庭及び地域における教育・学習等を推進するとともに、ジェンダー平等・男女共同参画の推進を担う人材を育成します。
- 性別や年齢などを超え、様々な立場の人々がお互いを理解し合い、支え合う、ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを推進します。

#### ② 男女ともに能力を発揮して希望する働き方ができる環境づくり

- ジェンダー平等の実現に向けた県民の気運醸成を図るとともに、働き又は働こうとする

※ 1…固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

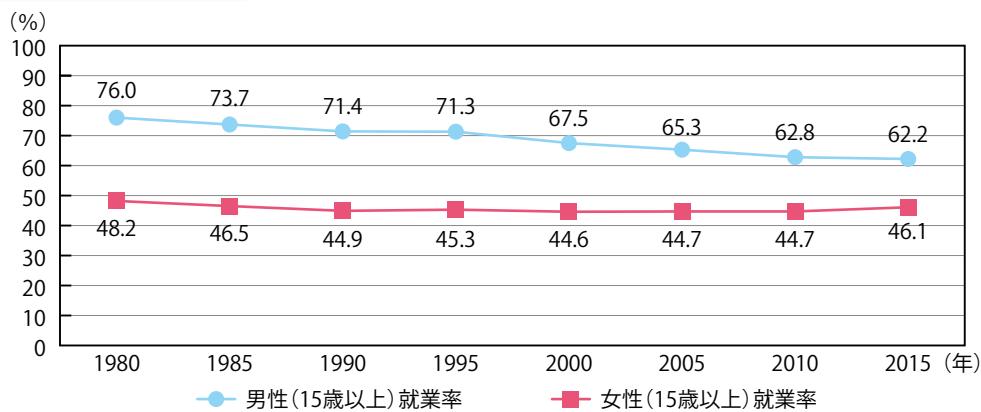
全ての女性が、個性と能力を十分に発揮できるよう、管理職等の意識改革、女性の能力開発や起業等の支援、女性の経営への参画及び管理職等への登用促進など女性が働きやすい環境の整備や、結婚、妊娠・出産、育児等で離職した女性のキャリア形成支援に取り組みます。

- ワーク・ライフ・バランス\*を実現するための長時間労働の是正や、子育て・介護等がしやすい環境づくりなど多様で柔軟な働き方に向けた取組を進めるとともに、男性の家事・育児等への参画を促進します。

### ③ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

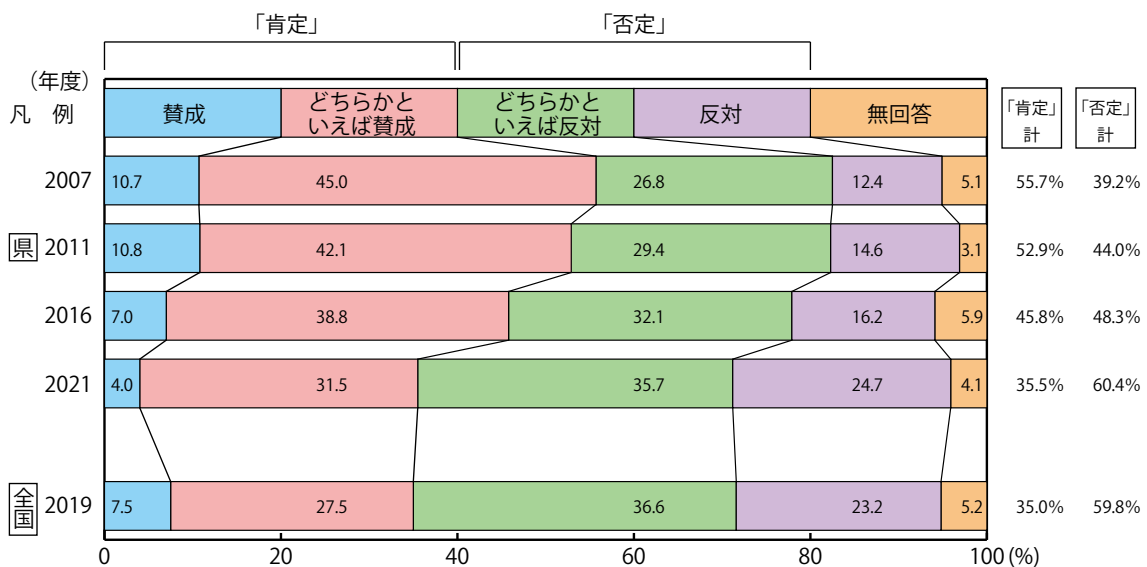
- 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現のため、就労上のジェンダーギャップ（男女格差）や配偶者等からの暴力などを背景として生じている様々な困難を抱える女性を支援するための取組を推進します。
- 配偶者等からの暴力の防止、デートDV<sup>※2</sup>、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等への対策や被害者支援の取組を推進します。

#### 男女別就業率の推移【県】



資料：県男女共同参画局

#### 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

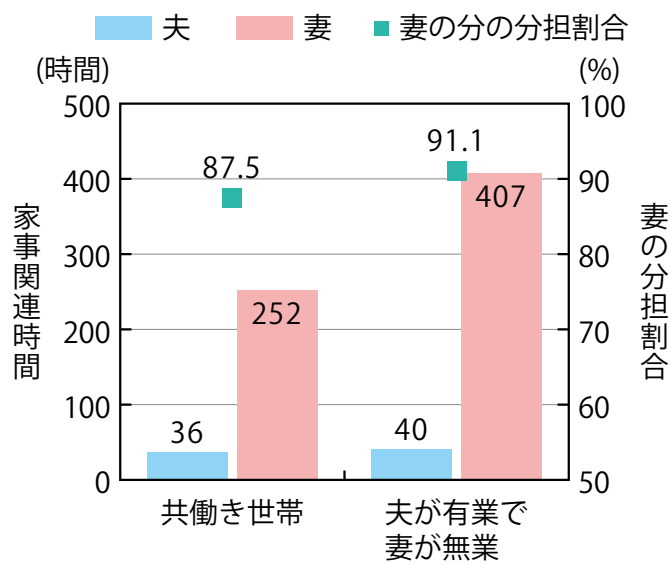


資料：県男女共同参画局  
内閣府

※1…ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。

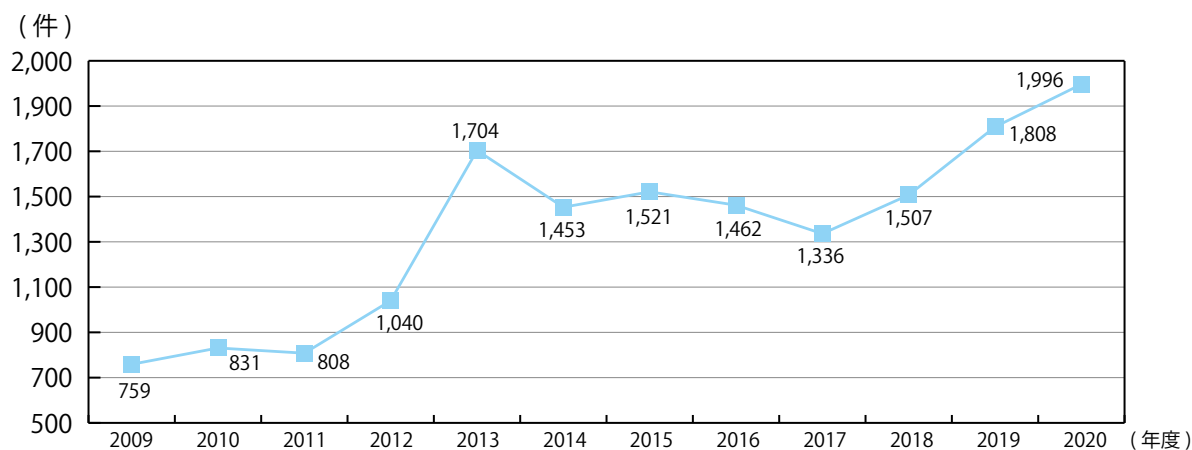
※2…デートDV：交際中の異性への暴力行為。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。

## 夫婦の家事関連時間【県】



資料：県男女共同参画局  
総務省 2016年「社会生活基本調査」

## 配偶者暴力相談支援センター\*における相談件数【県】



資料：県男女共同参画局

\*1…配偶者暴力相談支援センター：配偶者暴力防止法に基づき、被害者支援のための拠点として、配偶者からの暴力の相談に応じ、被害者の一時保護や自立支援のための情報提供、その他の援助などの機能を果たす施設・機関。

### 3 障害者等の個性と能力を生かせる社会の形成

#### 》》》》 10年後の将来像

- 障害のある人が必要な福祉サービス等を受けており、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らしています。
- 難病<sup>※</sup>患者が、それぞれのニーズに応じて必要なサービスを受けられる環境や相談支援体制が整い、安心して暮らせる地域社会が形成されています。

#### 1 現状・課題

- 障害のある人は、日常生活及び社会生活において、様々な制約に直面している現実があります。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の提供体制の整備や障害を理由とする差別の解消を図り、障害のある人が障害のない人と同じように日常生活を過ごし、社会活動や経済活動、文化活動に参加できる社会づくりを進める必要があります。
- また、障害者の多様な就労ニーズに応じた、雇用環境の整備や雇用機会の確保を促進する必要があります。
- 難病患者は、適切な治療を受けながら、日常生活や職業生活を送ることが容易ではなく、また、早期に正しい診断を得るための医療機関の情報等が不明瞭な状況があります。

#### 2 施策の基本方向

##### ① 障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり

- 障害福祉サービス等の提供体制整備の着実な推進とともに、重度障害者への医療費助成などによる経済的負担の軽減を図ります。
- 市町村や関係機関・団体と連携し、文化芸術活動やスポーツ等を通じた社会参加の促進、県民の障害に対する理解の深化、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。
- 発達障害などの障害児については、市町村をはじめ、保健、医療、福祉、保育、教育機関等と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない地域支援体制の充実を図ります。
- 障害者が生きがいを持って社会参加できるよう、障害者就労施設等が連携、協働した共同受注の促進や農福連携等による就労支援に取り組むほか、関係機関・団体と連携し、求人開拓や企業への啓発活動等を通じて雇用環境の整備や雇用機会の確保を促進します。
- 誰もが快適で生活しやすい、バリアフリーに配慮した生活環境の整備を進めます。

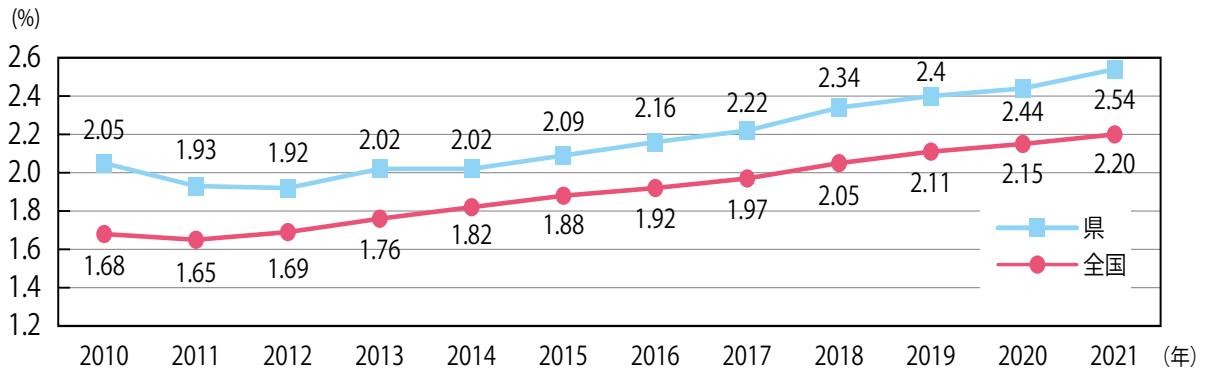
※ 1…難病：①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とする疾病。



## ② 難病対策の推進

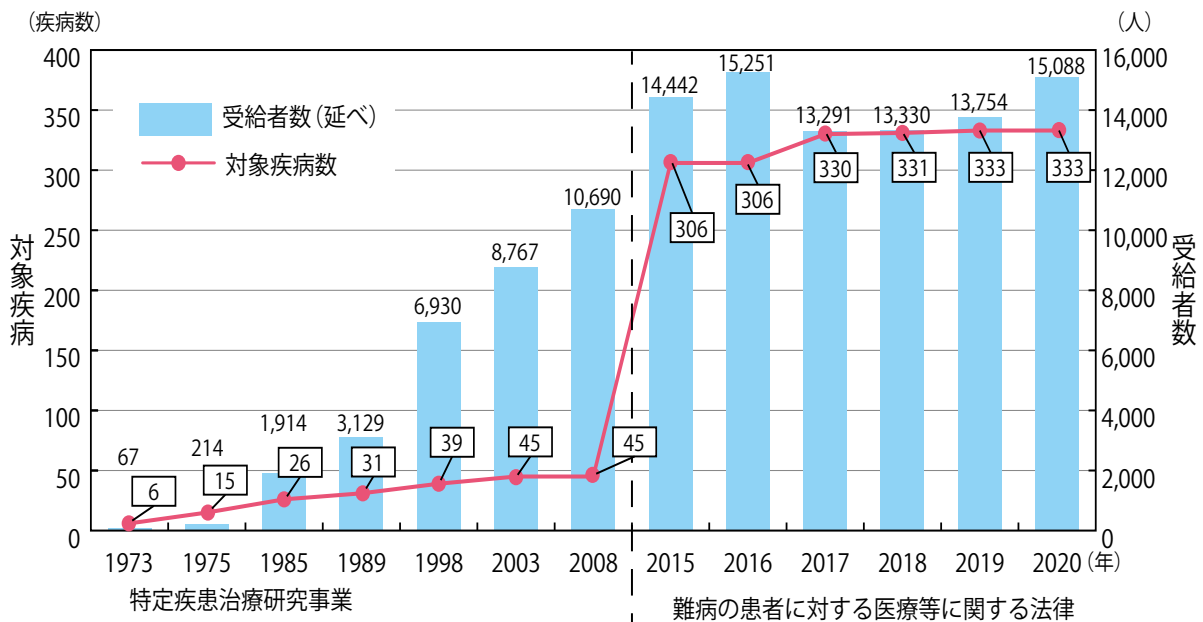
- 難病患者や家族に対し、それぞれのニーズに応じた療養生活上の適切な相談支援や特定医療費の支給を行うことなどにより、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ります。また、難病の相談体制や医療提供体制の整備を推進します。

### 就業者に占める障害者の比率【県・全国】



資料：厚生労働省 2010～2021年「障害者雇用状況の集計結果」

### 特定医療費（指定難病）受給者数・対象疾病の推移【県】



資料：県くらし保健福祉部

## 4 多文化共生の実現

### 》》》》 10年後の将来像

- 地域において、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の一員として共に生きていくような、多文化共生が進んでいます。

#### 1 現状・課題

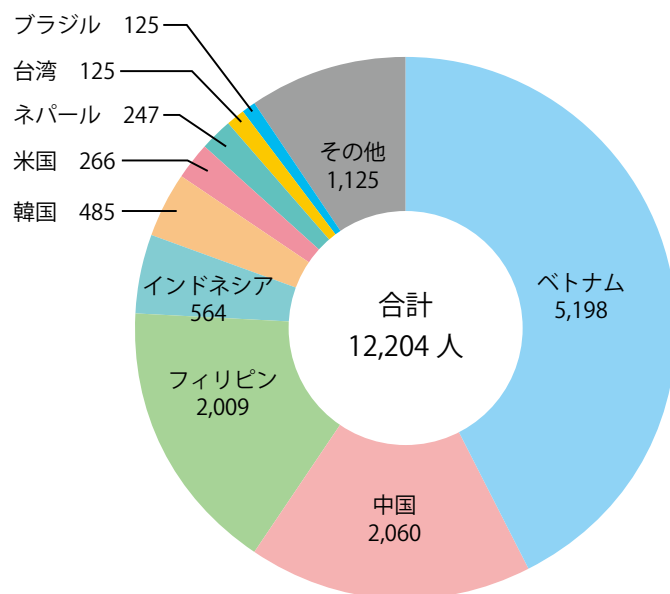
- 全国的に国際化が進む中、県内に住む外国人は2010年の6,193人から増加し続け、2020年12月末現在で12,204人と、この10年間で約2倍に増加しています。  
特に外国人労働者は近年急増しており、2011年の2,877人から、2021年10月末現在には8,880人と、ここ10年間で約3.1倍となっています。
- 県内に住む外国人は今後も増加が見込まれ、外国人が住みやすい地域づくりの重要性が増してきています。
- 日本人と異なる言語・文化・習慣を持つ外国人住民と地域住民が共生していくには、住民一人ひとりが、相互理解を深めていくことが重要です。
- 外国人が住みやすく、訪問しやすい地域づくりを実現するため、多言語による分かりやすい情報提供や生活相談への対応、日本語学習への支援、異文化理解・交流の促進に取り組んでいく必要があります。

#### 2 施策の基本方向

##### ① 日本人と外国人が共生する地域づくり

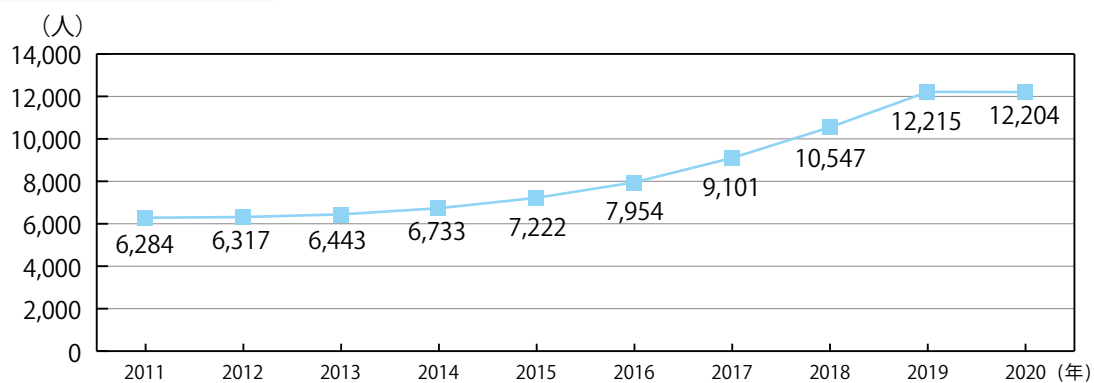
- やさしい日本語や多言語による情報発信、日本語や日本文化等を学ぶ機会の拡充、各種ボランティアの養成、各種相談窓口の設置などにより外国人が住みやすく、訪問しやすい鹿児島の実現を図ります。
- 災害発生時などの緊急時における外国人へのコミュニケーション支援により、外国人の安心・安全を図ります。
- 外国人と日本人が共に学習するワークショップの開催、外国人による日本語スピーチコンテストの開催などにより、外国人の持つ多様性への理解を深めるとともに、それぞれの文化的違いを尊重しながら、日本人と外国人が共生する地域づくりに取り組みます。
- 外国人がそれぞれの多様性や独自の視点を生かして地域社会の担い手となる取組などを支援します。

## 国籍・地域別在留外国人数（2020年）【県】



資料：法務省「在留外国人統計」

## 在留外国人の推移【県】



(各年 12 月末現在)

資料：法務省「在留外国人統計」

## 異文化理解・交流



日本語スピーチコンテストの様子



習字体験の様子

## 5 誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成

### 》》》》 10年後の将来像

- 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」が実現しています。
- 一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその能力や適性、経験などを生かして、生涯にわたり、あらゆる人とともにいきいきと暮らしています。

### 1 現状・課題

- 人口減少や単身世帯の増加、地域における連帯感の希薄化などにより、単独の自治会等による地域課題の解決が困難な状況が見られる一方、小学校区などの単位での地域コミュニティの再生・創出の取組も見られます。
- 地域における福祉ニーズが多様化、複雑化する一方で、人口減少・少子高齢化の進行により地域の実情に応じた相談・支援体制の整備や人材確保が困難となっています。また、社会的孤立や社会的排除に直面している住民が発生しているものの、地域の福祉力の低下により、十分な支援ができていない状況にあります。
- 人権に対する県民の意識は高まってきていますが、現在も、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しています。  
また、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じています。
- こうした中、県民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つようにするための取組が求められています。

### 2 施策の基本方向

#### ① 住民が主体的に地域課題を解決する体制の構築

- 小学校区などの範囲において、自治会、NPO、企業、青年団、老人クラブ、子ども会など多様な主体が連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織「コミュニティ・プラットフォーム」づくりや、その活動の充実に向けた市町村の取組を促進します。  
また、このコミュニティ・プラットフォームを活用し、多様化・複雑化する福祉ニーズを住民が主体的に把握し、解決を試みることができ体制の構築を促進します。

- 多職種・多機関をネットワーク化し、個人や世帯が抱える複合的課題の的確な把握、支援調整の組み立て等を総合的・包括的に行う「重層的支援体制」の市町村単位での構築を促進します。

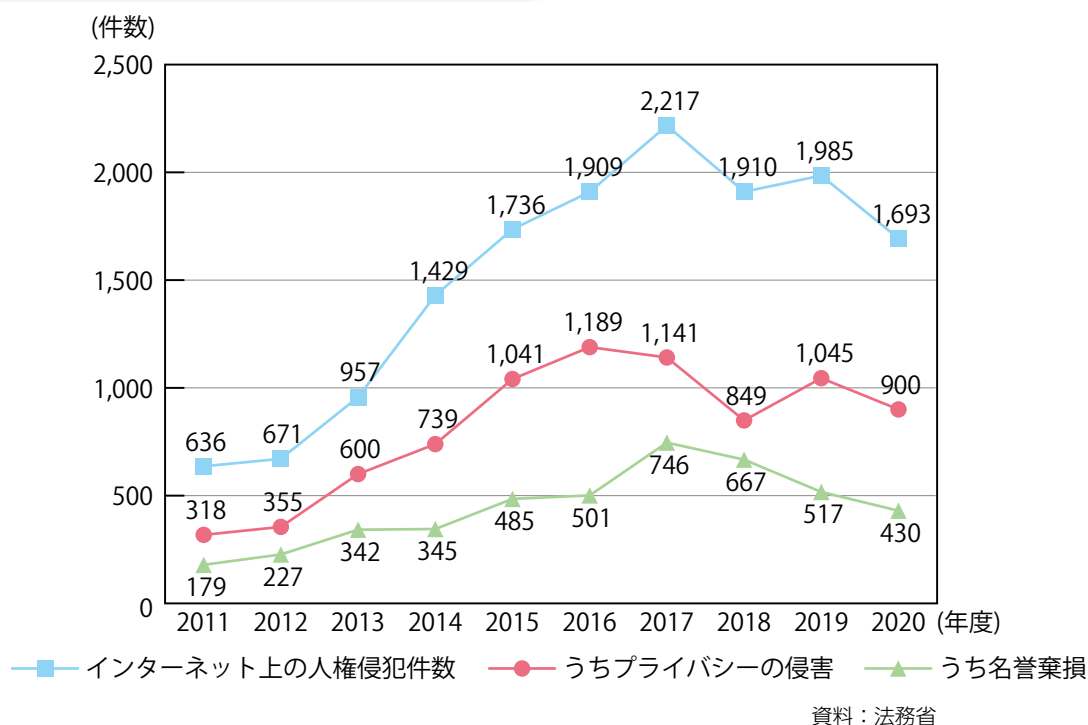
## ② 生活困窮者等の自立を包括的に支援する体制の構築

- 多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進するため、相談対応から、就労、家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に行う体制の県内全域での構築を図ります。
- 関係団体と連携し、住宅の確保に特に配慮を要する人の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。また、公営住宅の建て替えや既存ストックの活用により、住宅に困窮する低額所得者等の居住の安定を図ります。

## ③ 一人ひとりの多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会づくり

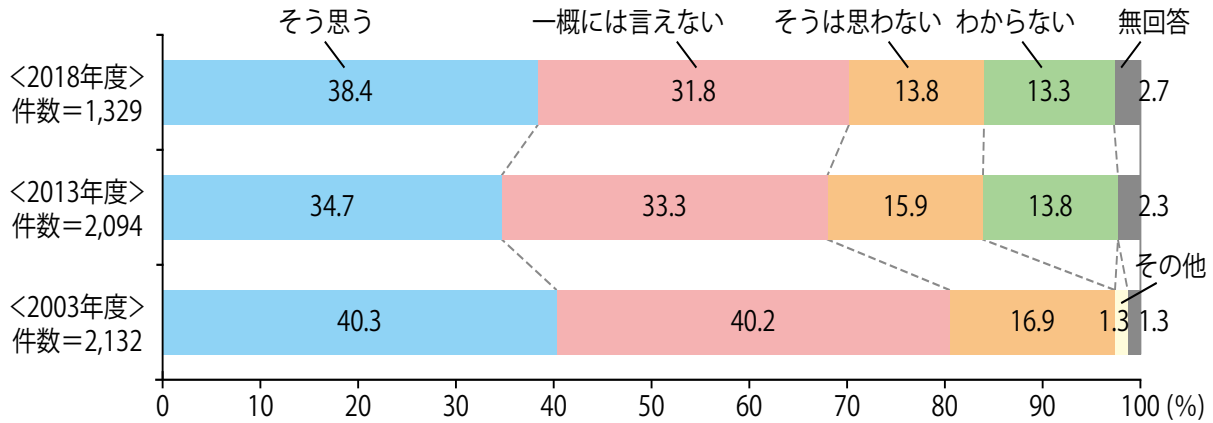
- 一人ひとりの個性、生き方、多様な性の在り方などを認め合い、全ての人の人権が尊重される社会の形成に向けて、「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、人権教育、啓発の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、人権に関する相談体制の充実を図ります。

### インターネット上の人権侵犯件数【全国】



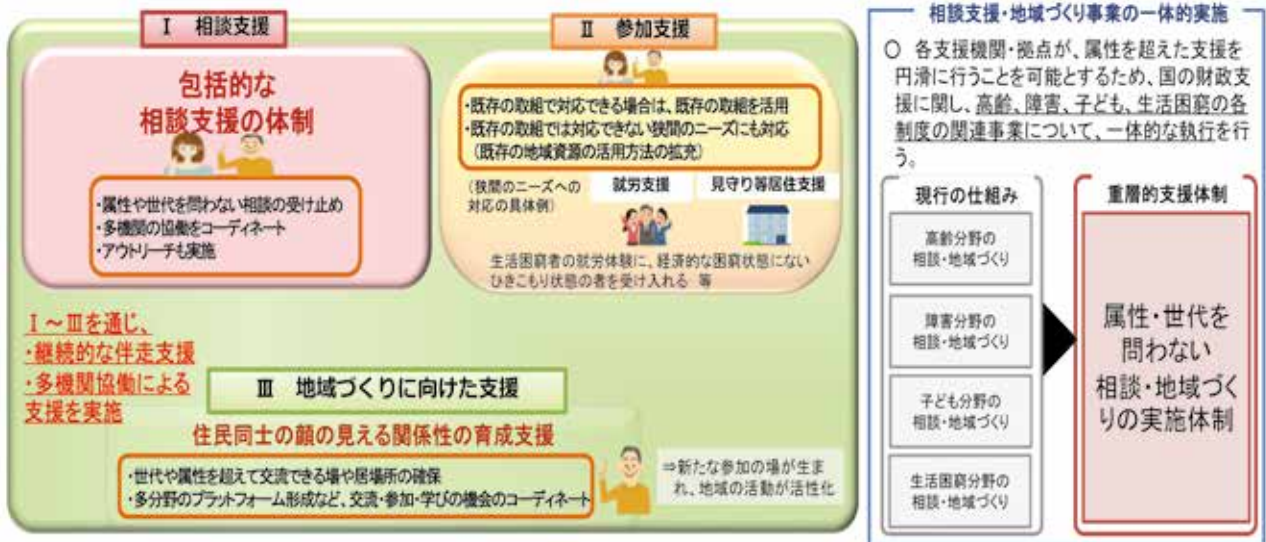
## 人権に対する県民の意識【県】

Q 国民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなったと思いますか？



資料：県男女共同参画局

## 重層的支援体制



資料：厚生労働省

# 結婚，妊娠・出産，子育ての 希望がかなう社会の実現

## 施策体系

中項目	小項目
1 結婚，妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	① 総合的な結婚支援の推進
	② 健やかな妊娠・出産への支援
	③ 周産期医療・小児医療の提供体制の確保
2 安心して子育てができる社会づくり	① 社会全体で子育てを応援する気運の醸成
	② 地域における子育ての支援
	③ 保育士等の人材確保
	④ 子育ての経済的負担の軽減
	⑤ 子育て支援施策の着実な推進
3 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	① 子どもの生活支援
	② 教育費負担の軽減
	③ 児童虐待防止対策の推進
	④ 青少年を育てる環境づくりの推進
	⑤ 青少年の社会的自立の支援
	⑥ 社会的養護が必要な子どもへの支援

### 関連のある SDGs のゴール



## 1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

### 》》》》 10年後の将来像

- 結婚を希望する人が、出会いの機会に恵まれるなど、一人ひとりの結婚の希望がかなえられる環境が整っています。
- 妊娠・出産の希望がかない、県内どこに住んでいても安心して子どもを出産し、健やかに育てられる環境が整っています。

### 1 現状・課題

- 本県における生涯未婚率は年々上昇しており、2015年で男性22.6パーセント、女性14.7パーセントとなっています。また、平均初婚年齢は2020年で男性30.5歳、女性29.3歳となっており、未婚化・晩婚化が進んでいます。
- 2018年に実施した県民意識調査によると、未婚者のうち、結婚を希望する割合は、30代で6割、20代で7割を超えるものの、結婚の希望を実現できない理由としては、「適当な相手に巡り会えない」が最も多いことなどから、出会いのきっかけづくりへの支援が必要となっています。
- 核家族化等の進展により、妊娠・出産、子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきていることから、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が必要です。

### 2 施策の基本方向

#### ① 総合的な結婚支援の推進

- 社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図るとともに、結婚を希望する人の出会いのきっかけづくりをサポートする「かごしま出会いサポートセンター」の活用を促進するなど、個々人の結婚への取組を支援します。
- 結婚支援に関する意見交換等を行う連絡会議を開催するなど、行政、企業及び各種団体等の連携を図りながら、効果的な結婚支援の取組を促進します。

#### ② 健やかな妊娠・出産への支援

- 社会全体で、妊娠・出産を温かく支える気運の醸成を図るとともに、市町村とも連携し、妊産婦等を支援する取組を推進します。
- 妊婦健診や特定不妊治療などに対する助成等、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ります。

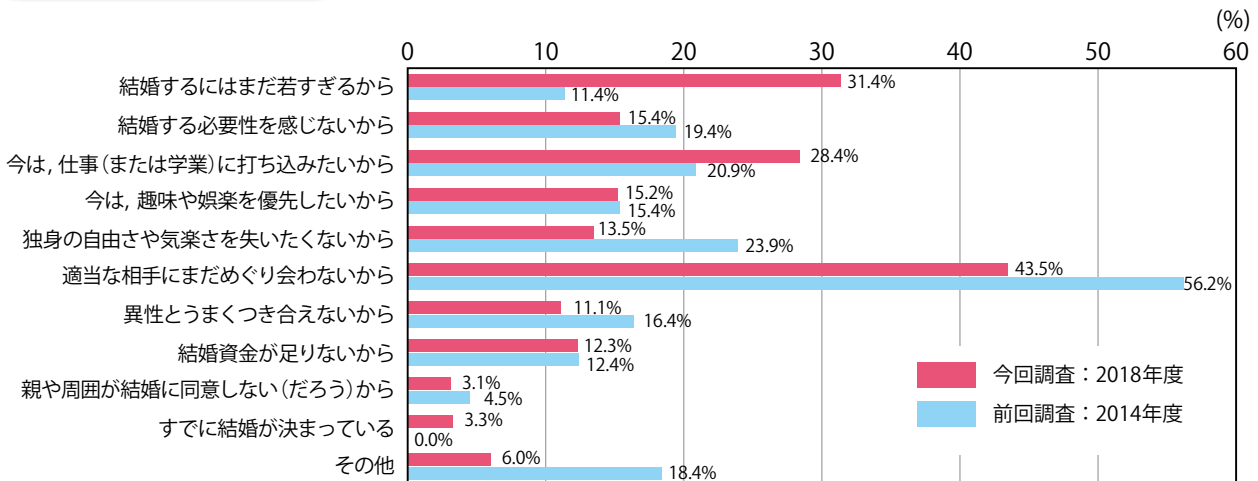


- 妊娠・出産に不安や悩みを抱える人への相談窓口の充実・強化を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センター等の設置を促進します。

### ③ 周産期医療・小児医療の提供体制の確保

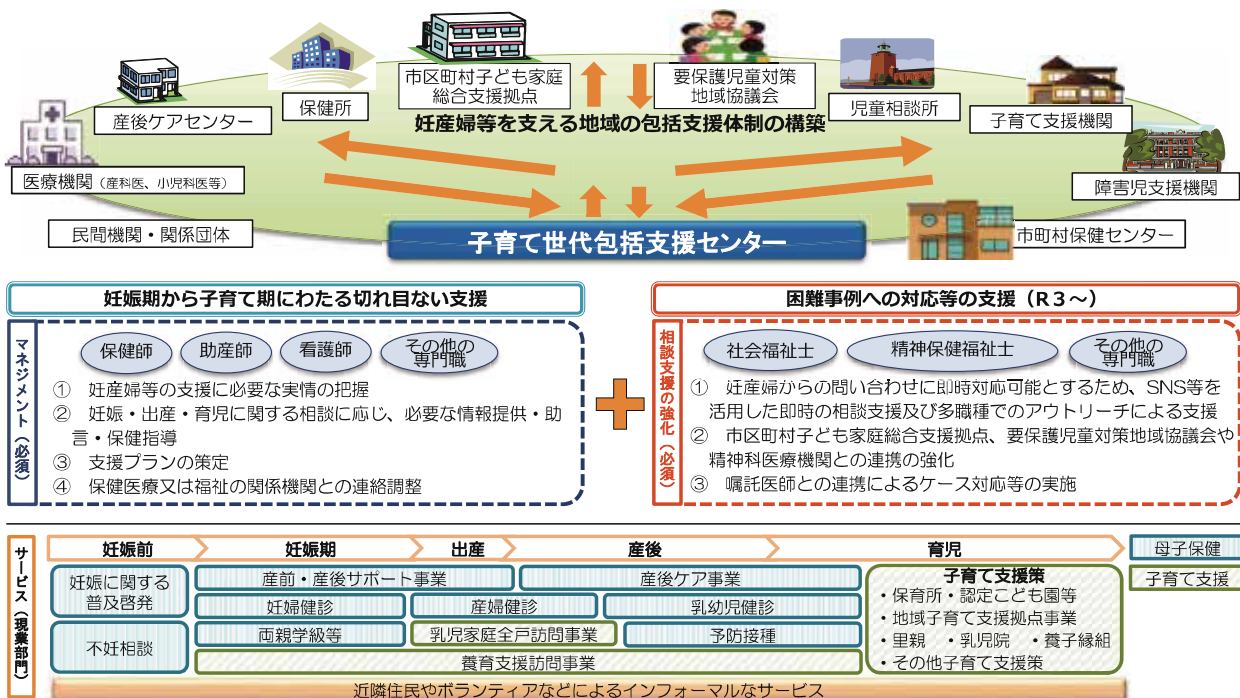
- 妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を効率的に提供する総合的な周産期医療や、各地域において子どもの症状に応じた適切な対応が可能な小児医療の提供体制の確保を図ります。

### 独身でいる理由【県】



資料：県くらし保健福祉部

### 子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制



資料：厚生労働省

## 2 安心して子育てができる社会づくり

### 》》》》 10年後の将来像

- 社会全体で子育てを支えようという意識が浸透し、働き方や暮らし方に合わせて、安心して子どもを育てられる環境が整い、男性も積極的に育児に参画するなど、子育て世帯が喜びを感じながら子育てができる社会が実現しています。

#### 1 現状・課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育てに不安や負担を感じる親への様々な支援が求められています。
- 本県では、働く女性が多い一方で、女性の多くは結婚、妊娠・出産、育児を理由に離職している状況があります。女性の就労継続に向けた環境を整え、仕事と子育ての両立を支援する必要があります。
- 本県における男性の家事関連時間は全国平均より短いなど、家庭責任の多くを女性が担っています。このため、男性の家事・育児等への参画を促進する必要があります。
- 保育所や認定こども園、放課後児童クラブ\*等については、待機児童が発生しないよう、地域の実情に応じて施設の整備や保育士等の確保を図る必要があります。

#### 2 施策の基本方向

##### ① 社会全体で子育てを応援する気運の醸成

- 地域や職場、家庭で子育てしやすい環境づくりに取り組む「育児の日」の普及に取り組むとともに、市町村、子育てを支援する事業所と連携して実施する「かごしま子育て支援パスポート<sup>※</sup>」の拡充を図るなど、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。
- 男性が、家事・育児の喜びや楽しさなどを感じられるよう、様々な情報発信などの支援を行い、積極的な家事・育児参画を促進します。

##### ② 地域における子育ての支援

- 幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられるとともに、地域の子育て支援も行う認定こども園等の整備など、地域の実情に応じた教育・保育環境の充実を促進します。
- 保護者等が身近なところで子育てに必要な情報提供や助言を受けられるよう、子育て中

※1…放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として組織されたクラブ。

※2…かごしま子育て支援パスポート：事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供することで、子育て世帯を応援する仕組み。鹿児島県内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯が対象。

の親子の交流や、各種の相談支援機能の充実を図るほか、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員」の活用を促進します。

- 就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、乳幼児の一時預かりや、病児保育、ファミリー・サポート・センターの設置など、子育て世帯が利用できる多様な保育サービスの充実に向けた市町村の取組を促進します。
- 小学校就学児童の放課後等における健全な育成を図るため、余裕教室などを活用した放課後児童クラブの設置を促進するとともに、障害児の受け入れなど、地域の実情を踏まえた同クラブの機能の充実を支援します。

### ③ 保育士等の人材確保

- 幼児期における質の高い教育・保育の安定的な提供や児童の健全育成を図るため、保育士や放課後児童支援員等の確保に努めるとともに、研修等を通じた資質の向上に取り組みます。併せて、保育士等の処遇改善などを通じて、やりがいを持って働き続けることができる職場環境づくりを促進します。

### ④ 子育ての経済的負担の軽減

- 子どもの医療費助成や保育料等の軽減措置などにより、引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

### ⑤ 子育て支援施策の着実な推進

- 子どもの保護者、事業主や労働者を代表する者、市町村長等で構成される「県子ども・子育て支援会議」における意見等を踏まえながら、子ども・子育て支援に関する施策の着実な推進に努めます。
- 人口減少地域における保育の確保等については、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」のとりまとめを踏まえた国の検討状況や地域の実情等を踏まえながら、必要な対応に努めます。

## 保育所等の状況【県・全国】

区分		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
施設数 (ヶ所)	県	581	594	625	644	658	659
	全国	30,859	32,793	34,763	36,345	37,652	38,666
定員数 (人)	県	39,518	40,869	41,050	41,732	42,067	41,874
	全国	2,634,510	2,735,238	2,884,420	2,970,043	3,048,537	3,094,455

※各年4月1日現在

資料：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」

待機児童数【県・全国】

		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
保育所等利用 待機児童数 (人)	県	295	354	244	349	322	114
	全国	23,553	26,081	19,895	16,772	12,439	5,634

※各年4月1日現在

資料：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」

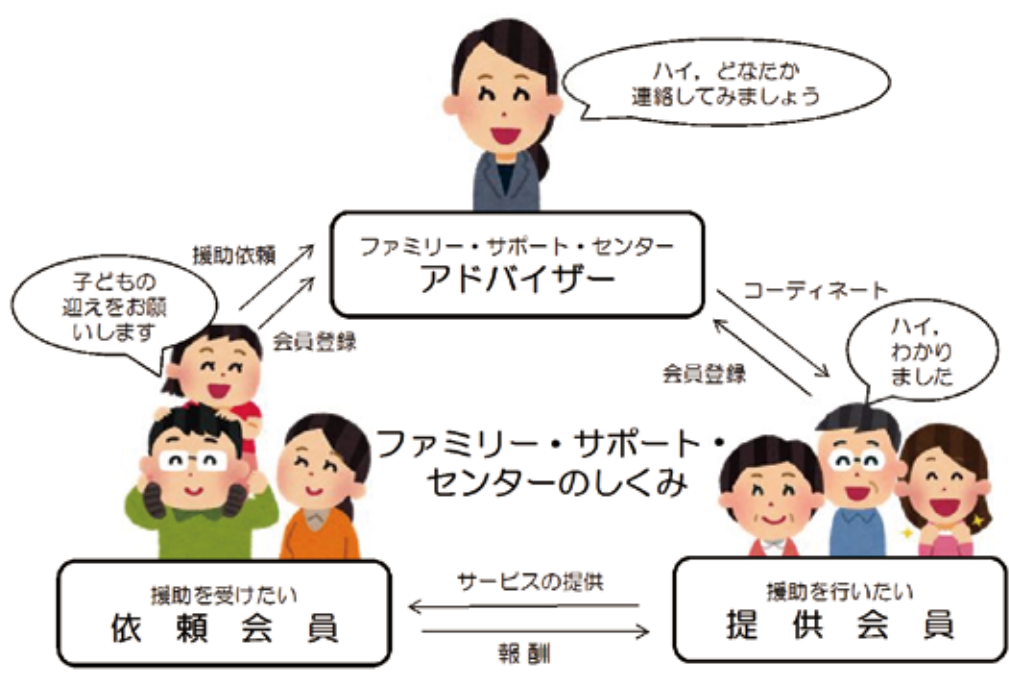
放課後児童クラブの状況【県・全国】

区分		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
クラブ数 (ヶ所)	県	466	510	551	588	604	621
	全国	23,619	24,573	25,328	25,881	26,625	26,925
登録児童数 (人)	県	17,673	19,280	21,015	22,780	23,495	24,491
	全国	1,093,085	1,171,162	1,234,366	1,299,307	1,311,008	1,348,275
待機児童数 (人)	県	472	432	437	260	247	150
	全国	17,203	17,170	17,279	18,261	15,995	13,416

※各年5月1日現在（2020年のみ7月1日現在）

資料：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

ファミリー・サポート・センターの仕組み



資料：県商工労働水産部

### 3 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

#### 》》》》 10年後の将来像

- 子どもたちが、家庭の経済的状況や地理的条件等にかかわらず、それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できる環境が整っています。
- いじめや虐待などが少なくなり、社会的養護が必要な児童も、可能な限り家庭的な環境で養育されるなど、子どもたちが心身ともに健全に発達しています。また、子どもたちが犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らせる環境が整っています。

#### 1 現状・課題

- ひとり親世帯など世帯所得が低い場合、「子どもの学習意欲に応えられない」、「経済的理由により医療機関の受診をためらったことがある」などの課題があることが調査で明らかになり、親や子どもの不安や負担を和らげる対策が求められています。
- 家庭の経済的状況によって、希望する進路をあきらめる子どもがいたり、教育の経済的負担が少子化の一因となっているとの指摘があり、生まれ育った環境などにより、子どもたちの未来が左右されることのないよう、関係機関の連携が強く求められています。
- 児童虐待は、子どもの尊厳を大きく損なうことから、その防止について総合的な対策が求められています。また、年々増加する虐待通告・相談件数を踏まえ、児童虐待防止対策の取組を強化していく必要があります。
- 教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、インターネットの利活用が進んでいます。一方、ネット利用の低年齢化や違法・有害情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の弊害も深刻化しています。
- 不登校、ひきこもりなどは、経済的な困窮、いじめ、障害、虐待、家族関係、孤独・孤立の問題など多岐にわたる様々な要因が複合的に絡み合っているため、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。
- 家庭で適切な養育を受けられない子どもに対しては、家庭に近い環境での養育を行うとともに、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等においては、児童の権利擁護や施設環境の充実を図る必要があります。

#### 2 施策の基本方向

##### ① 子どもの生活支援

- 低所得世帯が利用できる学習機会の確保や地域における子どもの居場所となる子ども食堂への支援に取り組むとともに、ひとり親世帯に対する就労機会の確保、低所得世帯の医

療機関の受診機会の確保、低所得世帯の自立を促す機会の確保など、子どもの生活支援につながる施策を推進します。

- 子どもやひとり親への医療費助成をはじめ、自立支援給付金事業による給付金の支給及びひとり親家庭等就業・自立支援センターの運営による親への就業支援のほか、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的な支援などにより、ひとり親家庭等を支援します。

## ② 教育費負担の軽減

- 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、経済的理由により、修学を断念することがないよう、必要な支援を行います。
- 生活困窮家庭や離島生徒に対する支援など、家庭の経済的状況や地理的条件等にかかわらず、安心して教育を受けられるような環境づくりを図ります。

## ③ 児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待防止の取組を進めるため、児童相談所の業務執行体制の強化、職員の専門性の強化のほか、関係機関間における情報の相互確認と情報共有の徹底、市町村の要保護児童対策地域協議会の強化などを推進します。

また、「一時保護所の在り方等検討委員会」を踏まえ、中央児童相談所の一時保護所について、安全・安心で適切なケアを提供するための環境整備など、必要な対応を進めます。

## ④ 青少年を育てる環境づくりの推進

- 有害情報から青少年を守り、青少年が安心してインターネットを利用できるよう、学校や地域、関係団体等と連携した環境浄化対策を推進します。
- インターネットカフェ、ゲームセンター等への立入調査や街頭補導等により、青少年にとって健全な社会環境づくりを推進します。
- インターネットに関連する犯罪から青少年を守るための各種防犯講座や広報啓発活動を推進します。
- 小・中・高の児童生徒を対象として、薬物乱用の有害性や危険性についての啓発教育を実施するとともに、地域における青少年を対象とした薬物乱用防止運動等の実施を促進します。

## ⑤ 青少年の社会的自立の支援

- 不登校やひきこもり等の相談に適切に対応するため、「かごしま子ども・若者総合相談センター」の相談体制の充実とともに、家庭、学校、NPO等関係機関・団体との一層の連携を進め、訪問支援や居場所づくりなど、子ども・若者の状況に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

## ⑥ 社会的養護が必要な子どもへの支援

- 里親制度の普及啓発により、家庭での養育に欠ける子どもに対し、家庭的な生活環境を提供し、その健全な育成を図ります。
- 里親の新規登録を増やすとともに、里親への新規委託及びファミリーホームの開設を促

進めます。

- 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等について、それぞれの役割に応じた適切な措置に努めるとともに、より家庭的な環境において養育されるよう、施設の小規模化や地域分散化を推進します。

### 子ども食堂の様子



### かごしま子ども調査結果抜粋（2017年）

○子どもの学習意欲に対して、経済的な理由で応えられなかったことがある。

A類世帯：54.3%	B類世帯：42.8%	C類世帯：20.5%
------------	------------	------------

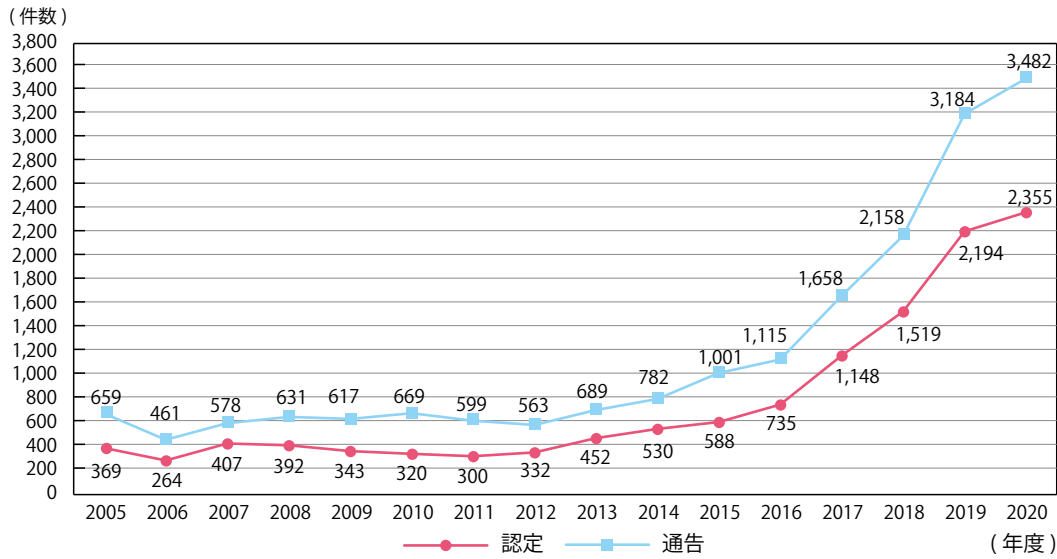
○経済的な理由から、子どもの医療機関への受診をためらったことがある。

A類世帯：32.3%	B類世帯：20.1%	C類世帯：6.2%
------------	------------	-----------

A類世帯	等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯
B類世帯	等価可処分所得が122万円以上244万円未満の世帯
C類世帯	等価可処分所得が中央値（244万円）以上の世帯

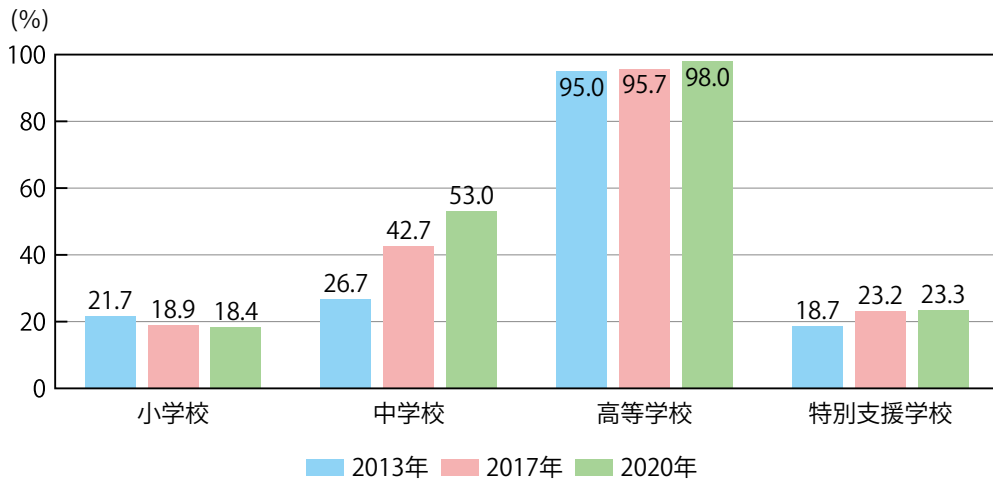
資料：県くらし保健福祉部

児童虐待認定件数※の推移【県】



※児童相談所及び市町村の合計  
資料：県くらし保健福祉部

児童生徒の携帯電話（スマートフォンを含む）所持率【県】



資料：県教育庁

不登校・ひきこもり等の相談件数の推移【県】

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
不登校	203	290	122	151	105	512
ひきこもり	259	179	175	164	137	503
ニート	45	57	88	44	72	134
フリーター	106	42	27	19	13	68
その他	171	237	132	135	172	408
計	784	805	544	513	499	1,625

※ 2021年度については、2022年1月末現在  
※かごしま子ども・若者総合相談センターにおける件数  
資料：県男女共同参画局



# 健康で長生きできる社会の実現と 良質な医療・介護の確保

## 施策体系

中項目	小項目
<b>1</b> 心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造	① 疾病予防等の推進
	② 循環器病対策の推進
	③ がん対策の推進
	④ 壮年期からの健康づくりの推進
	⑤ 医療費適正化の推進
	⑥ 自殺対策の推進
<b>2</b> 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアの推進	① 在宅医療・介護連携の推進
	② 生活支援・介護予防サービス提供体制の構築
	③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	④ 認知症施策の推進
	⑤ 介護サービス基盤の整備
<b>3</b> 誰もが安心して必要な医療を受けられる地域づくり	① 医療従事者の安定的な確保及び質の向上
	② 離島・へき地医療や救急医療、災害医療の提供体制の整備・充実
	③ 様々な感染症への対応
	④ 無歯科医地区における歯科医療の提供
	⑤ 地域医療構想の推進
	⑥ 医療機関の連携
	⑦ 薬局薬剤師の多職種との連携体制の構築

### 関連のある SDGs のゴール



## 1 心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造

### 》》》》 10年後の将来像

- 県民の健康寿命が延伸し、生活の質（QOL）が向上するとともに、誰も自殺に追い込まれることのない環境が整うなど、誰もが、住み慣れた地域で心豊かに生涯を送れる社会が実現しています。

### 1 現状・課題

- 本県では、三大生活習慣病である悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患による死亡者が全体の約5割を占め、生活習慣病の死亡率が全国平均と比較して高い水準で推移しており、県民の生活習慣の改善のための意識啓発や健康づくりのための環境整備をより進める必要があります。
- 糖尿病などの生活習慣病の発症・重症化は歯周病など、歯の疾患との関わりがあることから、医科歯科連携や多職種連携を促進する必要があります。
- がん患者が、住み慣れた地域で安心して標準的な治療が受けられるよう、がん医療の水準の地域や施設間の格差の更なる改善を図る必要があります。  
また、医療技術の進歩などによる生存率の向上に伴い、がん患者の治療と就労の両立を図る必要があります。
- 本県の2019年度の1人当たり県民医療費（国民医療費ベース）は43万3千円で全国（35万2千円）の1.2倍となっています。
- 運動機能の保持、身体活動の増加の促進のため、早期から運動等を習慣付けておく必要があります。
- 本県の自殺者数は2006年をピークに減少傾向にあるものの、2018年以降10代から30代の自殺者数は増加し、2019年及び2020年の若者の死因1位は自殺となっています。自殺は、様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死で、誰にでも起こりうる危機であり、また、多くは、制度や相談・支援体制の整備など社会的な取組により防ぐことができる社会全体の問題です。これまで、関係機関と連携し総合的な自殺対策に取り組んできましたが、今後は、地域の実情に応じた実践的な対策の推進も図る必要があります。

### 2 施策の基本方向

#### ① 疾病予防等の推進

- 地域・職域・学域と連携した健康づくりの推進体制の整備と各健康関連団体と連携した

普及啓発を図ります。

- 県民の健康状況実態調査等の結果を踏まえて、食生活改善推進員等の地域活動の促進や事業所との協働など、食生活の改善等のための環境整備を図ります。
- 生活習慣病対策としての歯周病予防及び医科歯科連携・多職種連携を推進します。
- 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上に取り組み、糖尿病など生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。

## ② 循環器病対策の推進

- 循環器病に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、関係機関・団体等と連携し、循環器病の発症・重症化予防に努めます。

## ③ がん対策の推進

- がんに対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、市町村等関係機関と連携したがん検診の受診率向上に努めるなど、がん予防や早期発見・早期治療のための取組を推進します。また、がん医療提供体制の整備に努めるとともに、関係機関と連携し、支援制度や相談窓口の周知を図るなど、治療と就労の両立支援に取り組みます。

## ④ 壮年期からの健康づくりの推進

- 壮年期からの健康づくりについての推進体制の整備と普及啓発を図るとともに、ロコモティブシンドロームの発症・重症化予防に取り組みます。

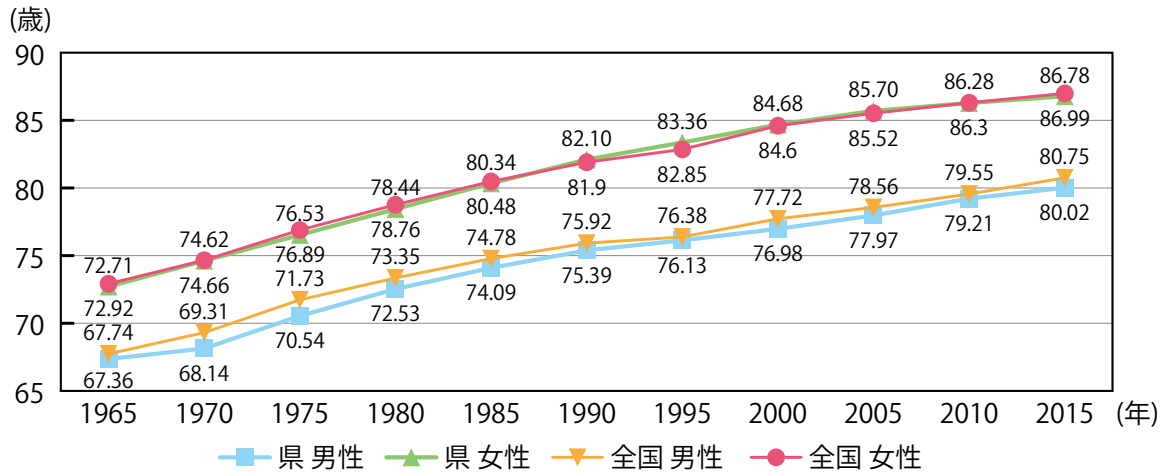
## ⑤ 医療費適正化の推進

- 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上等による県民の健康の保持の推進及び後発医薬品の使用促進等による医療の効率的な提供の推進により、医療費の適正化に取り組みます。

## ⑥ 自殺対策の推進

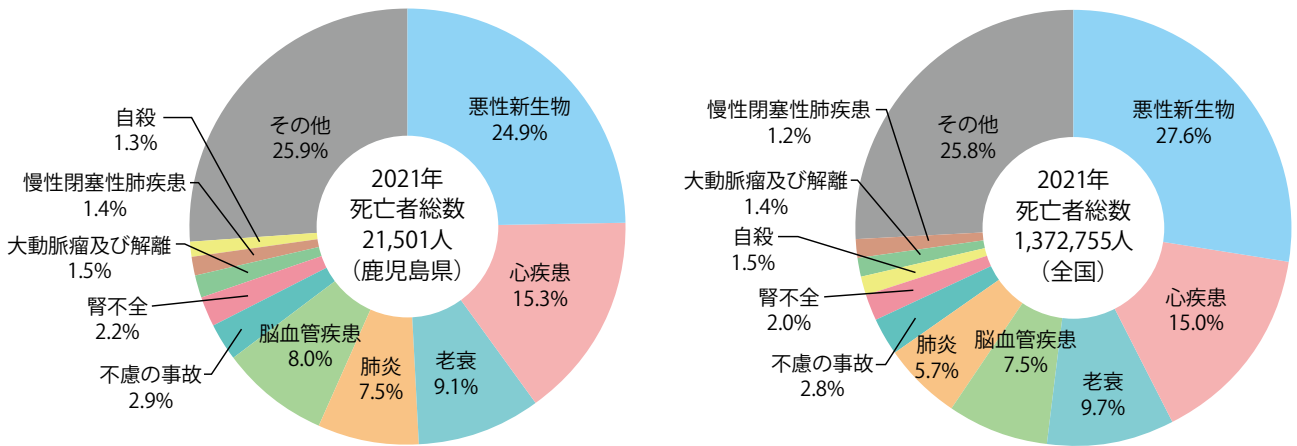
- 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を図るため、県自殺対策計画に基づき、県民の理解を深め、保健・医療・福祉・教育・労働等の関連施策との連携した総合的かつ実践的な対策に取り組みます。

平均寿命の状況【県・全国】



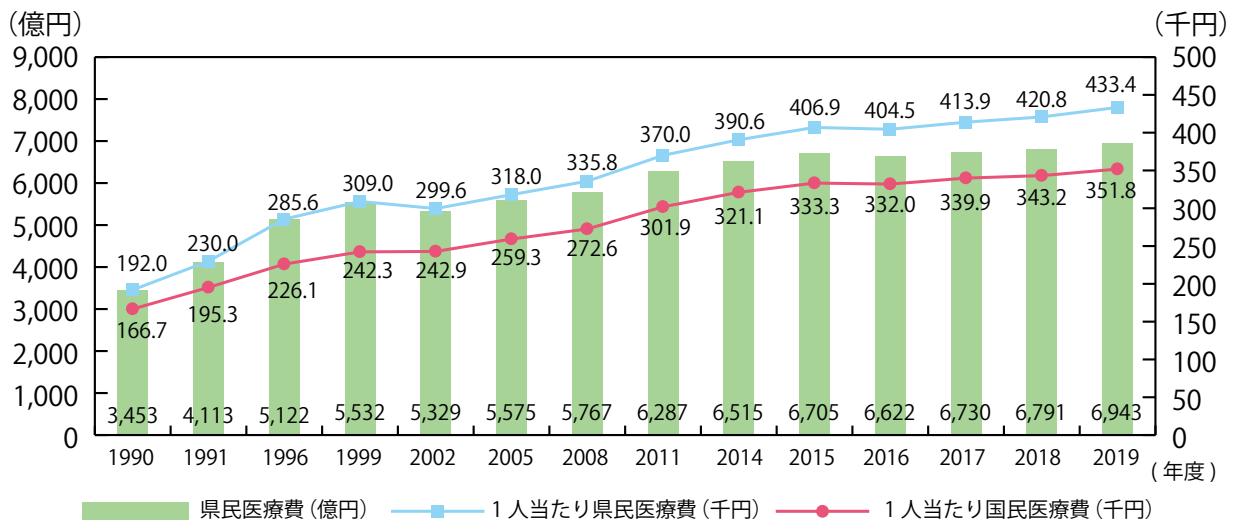
資料：厚生労働省「都道府県別生命表」, 「完全生命表」

死因別構成比【県・全国】



資料：県くらし保健福祉部

県民医療費及び1人当たり医療費の動向【県・全国】



資料：県くらし保健福祉部

## 2 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアの推進

### 》》》》 10年後の将来像

- それぞれの地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する仕組みが整い、高齢者や障害者等が地域で自立し、社会参画し、尊厳を持って安心して暮らしています。

### 1 現状・課題

- 高齢化の進行により、医療と介護を必要とする人や医療依存度の高い在宅療養者の増加が予想されることから、多様な介護サービスの提供や医療と介護が連携して提供される仕組みが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続していけるよう、外出や買い物等の支援、地域における介護予防活動の充実・強化など、個々の生活を支える体制づくりを推進する必要があります。
- 本県は、地域の受入体制が整っていない等の現状から、精神科病院における長期入院者が多い状況があります。精神障害者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていくため、地域において、医療、障害福祉・介護、住まいなどの支援が包括的に確保される体制を構築する必要があります。
- 今後の更なる高齢化の進行や後期高齢者数の増加に伴い、認知症の人の増加が見込まれ、その状態に応じた切れ目のないサービスの提供も必要となります。
- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活できるよう、介護等の各種サービス基盤の確保・向上とともに、心身の状態を維持・改善する取組の充実を図る必要があります。

### 2 施策の基本方向

#### ① 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療と介護が一体的・継続的に提供される体制の構築を目指した取組を推進します。

#### ② 生活支援・介護予防サービス提供体制の構築

- 高齢者の多様な日常生活のニーズや外出や買い物などの社会参加のニーズに対応できるよう、多様なサービスや身近な通いの場の創出に向けた取組を支援します。

#### ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム<sup>※1</sup>の構築

- 精神障害者の地域移行を推進するため、地域の受入体制の整備促進、精神科医療機関、

※1…地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

その他の医療機関，地域援助事業者，市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築に取り組みます。

#### 4 認知症施策の推進

- 認知症予防や早期診断・早期対応を推進するとともに，認知症の人と家族への支援の充実を図ります。

#### 5 介護サービス基盤の整備

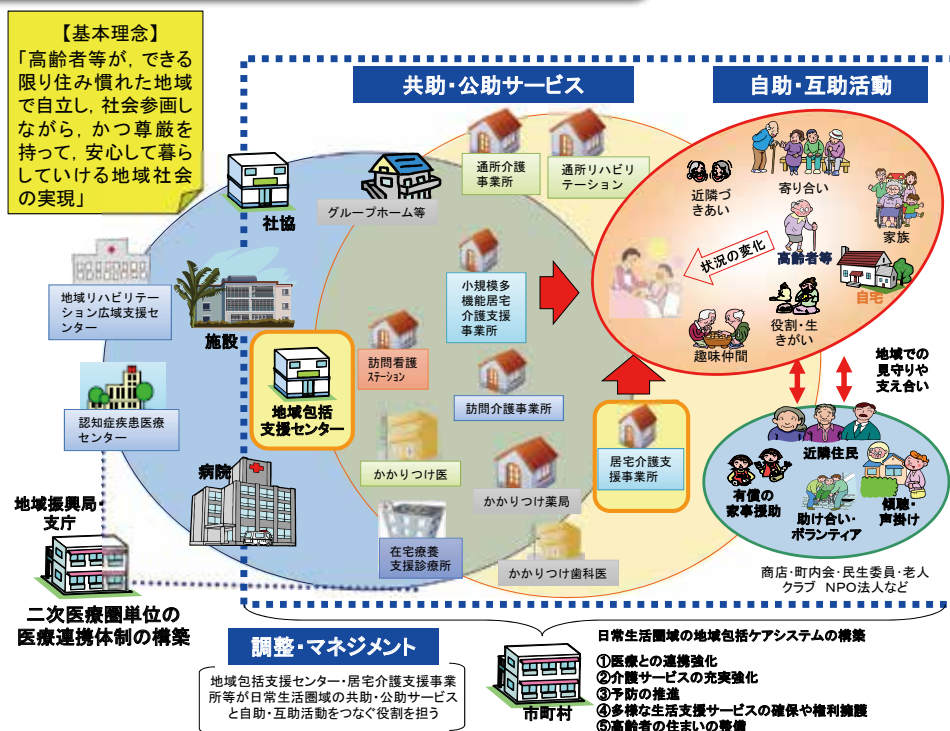
- 多様な介護ニーズに対応するサービス基盤の整備を促進します。
- 経営者，関係団体等と十分な連携を図りながら，介護人材の育成・確保・定着に向けた取組を推進します。
- サービス付き高齢者向け住宅<sup>※</sup>など高齢者が安心して暮らせる居住空間の整備を促進します。

### 地域における介護予防活動（住民運営の通いの場）の状況 2019年度【県】

区分	箇所数(箇所)	参加者実人数(人)
体操(運動)	1,669	26,400
会食	82	1,295
茶話会	651	10,796
認知症予防	381	7,997
趣味活動	247	4,558
その他	84	1,320
合計	3,114	52,366
高齢者人口に対する割合		10.2%

資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査」

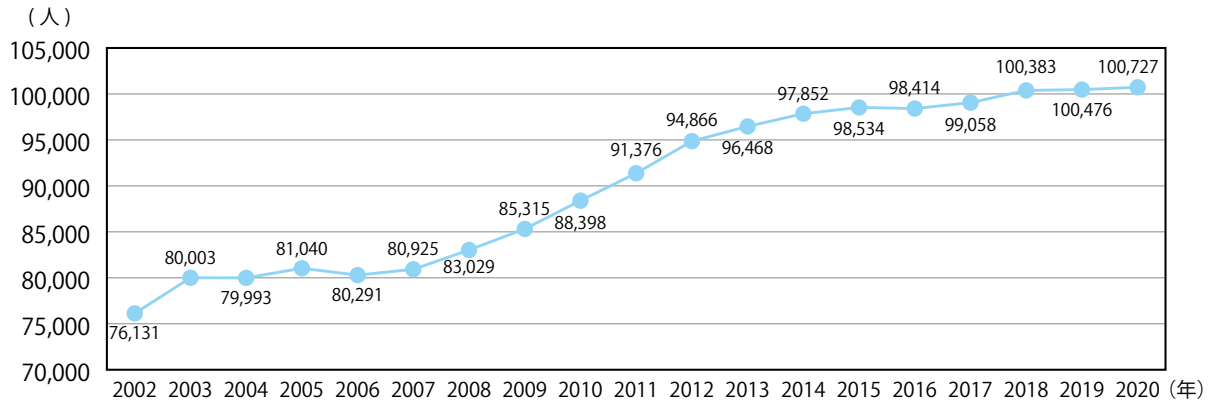
### 本県における地域包括ケアシステムの概念（イメージ）



資料：県暮らし保健福祉部

※ 1…サービス付き高齢者向け住宅：高齢者が安全に安心して居住できるよう，バリアフリー化され，安心できる見守りサービスの利用が可能な高齢者向け賃貸住宅。

## 要介護認定（第1号被保険者）の推移【県】

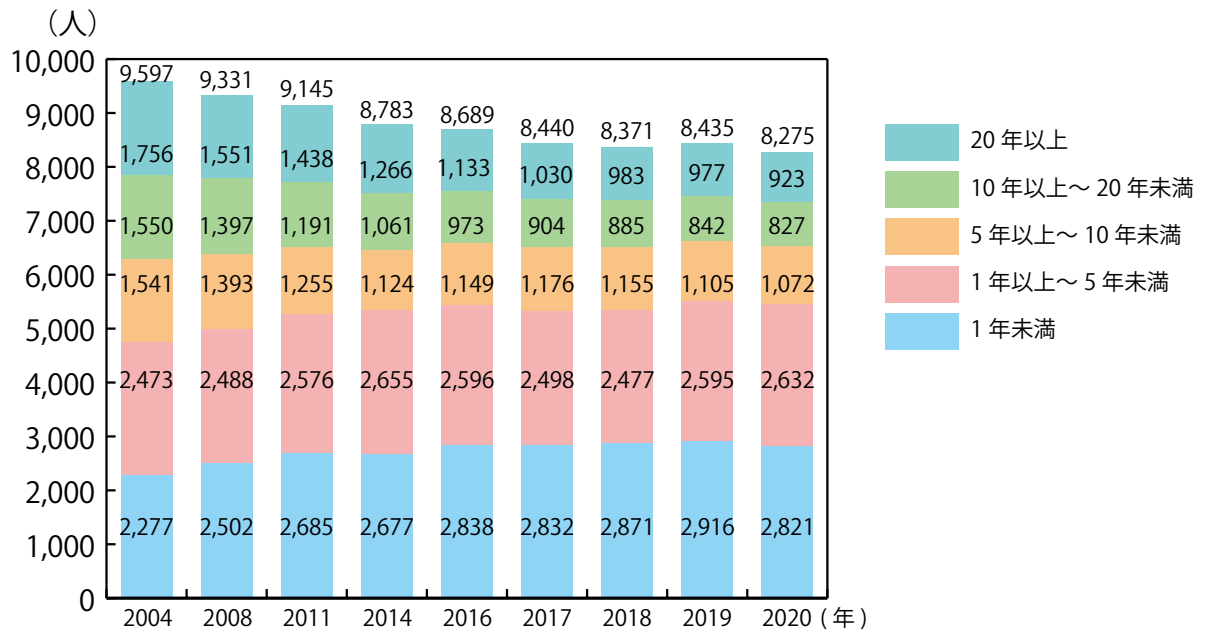


(年度末 ※)

※ 2020年度は10月末

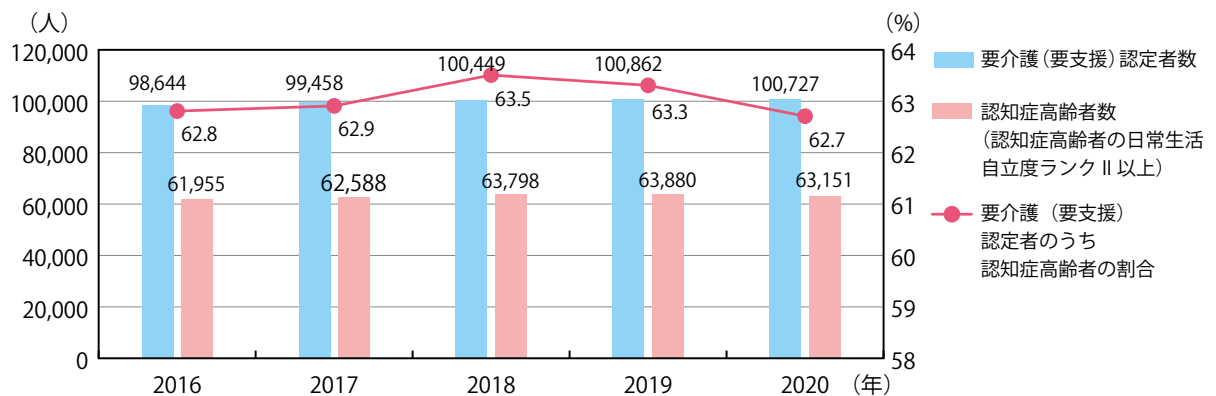
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

## 精神科入院患者数の推移（入院期間別）【県】



資料：県くらし保健福祉部

## 要介護（要支援）認定者における認知症高齢者の状況【県】



※各年10月現在

資料：県くらし保健福祉部

### 3 誰もが安心して必要な医療を受けられる地域づくり

#### 》》》》 10年後の将来像

- 医師や看護師をはじめとした医療従事者が安定的に確保されるとともに、地域において適切な救急医療や災害医療を効率的に提供する体制が整っており、誰もが安心して必要な医療を公平に受けられる環境になっています。
- 県内各地域に、急性期から在宅医療・介護に至るまで、一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供できる体制が整っています。

#### 1 現状・課題

- 県内の医師数は、全国水準を上回っているものの、離島・へき地をはじめとした医師の地域的偏在や小児科、産科等の特定診療科間における偏在等により、地域の拠点病院においても医師の確保が困難となっていることから、医師などの医療従事者を安定的に確保する必要があります。
- 本県は南北600キロメートルにわたる広大な県域に28の有人離島を有するなど、特有の地域環境にあり、無医地区や無医島をはじめ、医療機関の利用が困難な地域が多く存在しています。また、地震・台風等の自然災害、大規模な事故や様々な感染症等の発生時に迅速に医療を提供する体制を確保する必要があります。
- 急速に少子高齢化が進む中で、医療保険制度の持続可能性を高めるためには、病床の機能分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図る必要があります。
- 一貫した治療方針の下に切れ目のない医療を提供する医療連携体制を構築し、入院期間の短縮や早期の在宅復帰を進めていくことが求められています。
- 在宅医療・介護の充実が求められる中、県内薬局の在宅対応は約5割となっており、在宅対応を行う薬局を増加させる必要があります。

#### 2 施策の基本方向

##### ① 医療従事者の安定的な確保及び質の向上

- 自治医科大卒医師や鹿児島大学地域枠医師など、地域医療を担う医師の養成、確保を図ります。
- 基幹型臨床研修病院や鹿児島大学、医師会等と連携し、魅力ある臨床研修体制を構築し、臨床研修医の確保を図ります。
- 産科、小児科の医師の養成、勤務環境改善支援、医療提供体制等の見直し等により、産



科医，小児科医の確保を図ります。

- 公立医療機関に対して医師の斡旋を行う県ドクターバンクによる就業斡旋を図るなど，県外在住医師のU I ターンを促進します。
- 結婚，出産等を機に離職した女性医師や看護職員の再就業を促進します。
- 看護職員をはじめとする医療従事者の確保や離職防止及び質の向上を図ります。

## ② 離島・へき地医療や救急医療，災害医療の提供体制の整備・充実

- ICTを活用した遠隔医療の促進やへき地医療支援機構，へき地医療拠点病院，へき地診療所の連携の強化，ドクターヘリの運航などにより，離島・へき地医療や救急医療の提供体制の充実を図ります。
- 災害派遣医療チーム（DMAT），災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の養成を図るとともに，災害医療コーディネーター，災害時小児周産期リエゾンを中心とした災害医療コーディネート体制の整備，災害拠点病院の機能強化により，災害医療の提供体制の充実を図ります。

## ③ 様々な感染症への対応

- 今後，発生する様々な感染症については，発生時期，感染力，病原性などを事前に予測することが困難であることを前提に，市町村や関係機関と連携し，感染状況に対応した医療機関・病床及び公衆衛生体制等の確保を図るとともに，感染拡大時を想定した専門人材の育成等，医療機関における感染防護具等の備蓄，院内感染対策の徹底，クラスターが発生した際の対応方針の共有，病原体検査体制の整備等を進めます。
- 感染症が拡大した場合には，感染症のまん延を防止し，県民の安心安全と社会経済活動の両立を図るため，病原体の検査及び積極的疫学調査<sup>※</sup>を実施する体制及び感染症患者を受け入れる病床等を速やかに確保します。

## ④ 無歯科医地区における歯科医療の提供

- 無歯科医地区における，歯科医療及び歯科保健指導等を実施します。

## ⑤ 地域医療構想の推進

- 地域における医療機関の自主的な取組及び医療機関や保険者等の関係者相互の協議を促進し，地域ごとにバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進します。

## ⑥ 医療機関の連携

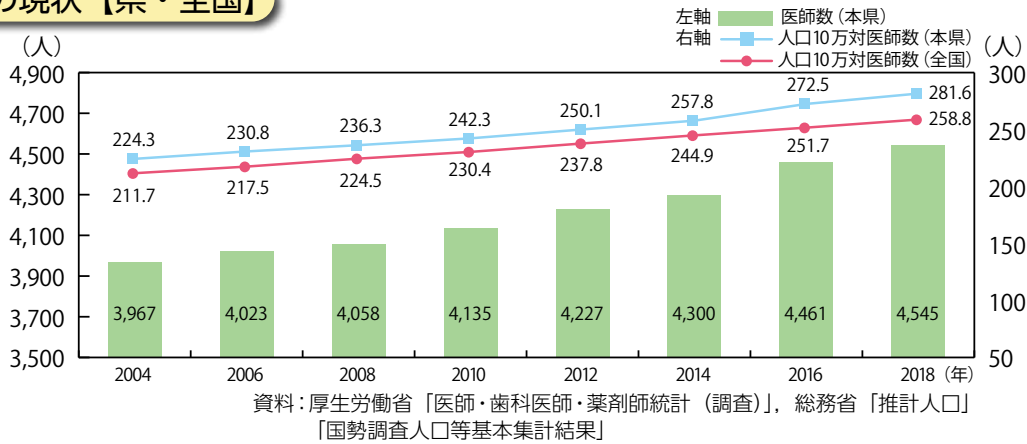
- 「かかりつけ医」の普及・定着を推進するとともに，がんや脳卒中などの疾病について，切れ目のない医療サービスを提供する地域医療連携体制を整備します。

## ⑦ 薬局薬剤師の多職種との連携体制の構築

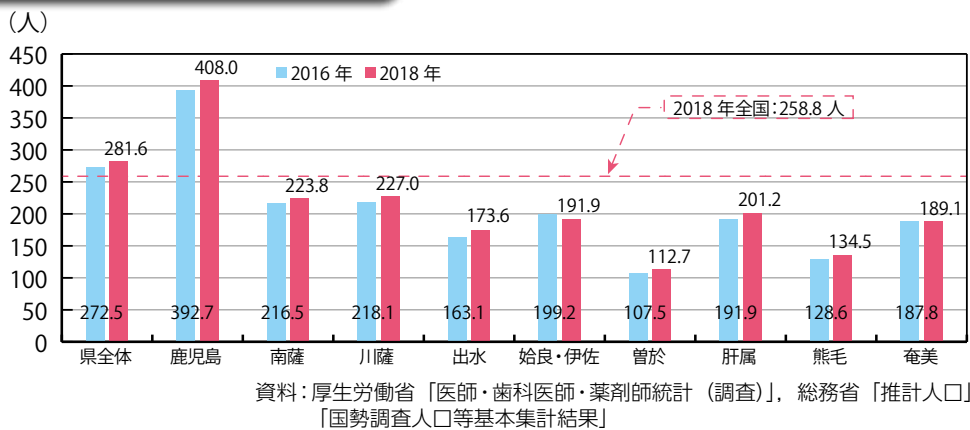
- 地域の薬局薬剤師と，かかりつけ医を中心とした医療・介護等の多職種と患者情報を共有するなど連携し，在宅対応の強化を図ります。

※1…積極的疫学調査：感染症などの色々な病気について，発生した集団感染の全体像や病気の特徴などを調べることで，今後の感染拡大防止対策に用いることを目的として行われる調査。

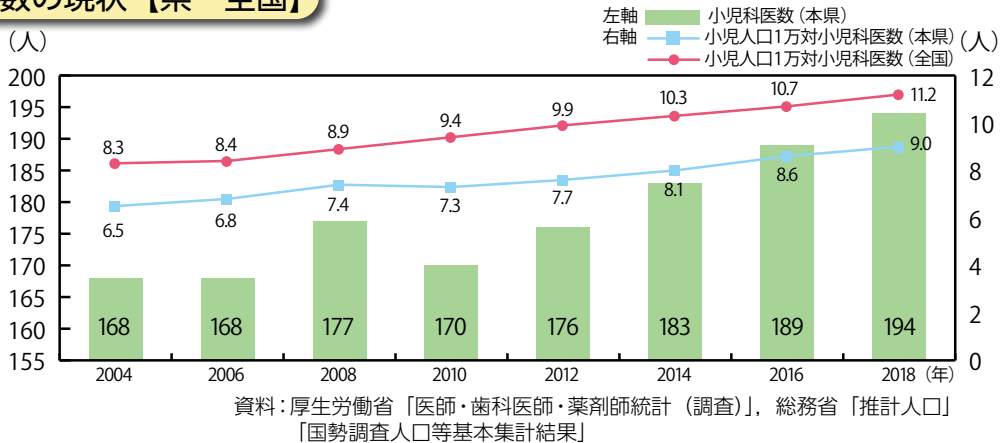
### 医師数の現状【県・全国】



### 医師数（人口10万人当たり）【県】



### 小児科医数の現状【県・全国】



### 産科医数の現状【県・全国】

